



川崎市立川崎病院  
シンボルツリー



川崎市立川崎病院の基本理念

私たちは、地域の基幹病院として、他の医療機関と連携し、「病気」でなく「病人」を診る心を大切に、安全安心で質の高い医療を、患者の皆さまとともに考え、実践し、健康と福祉の向上を通じて地域社会の発展に貢献することを目指します。



川崎市

副院長就任のごあいさつ



川崎病院 副院長 兼 看護部長  
藤原 実香



4月1日より副院長兼看護部長に就任しました藤原実香です。

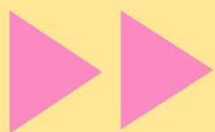
私は、1992年に川崎市立病院に入職し、市立川崎病院、市立井田病院の両病院で勤務して参りました。

その間、医療を取り巻く環境が急激に変化していることを肌で感じております。

現在川崎市では、全国平均と比較して若い世代の流入が多い現状ではありますが、将来的には、全国同様に急激な高齢化の進行が予想されています。そのため地域包括ケアシステムの構築に向けて、チーム医療の要となる看護職は、重要な位置付けになると考えております。

最近当院では、地域がん診療連携拠点病院の指定、認知症疾患医療センターの開設等がありました。地域の皆様が安心して医療が受けられるよう、また期待に応えられるよう、看護の質の向上はもちろんのこと、チーム医療の推進に向けて人材育成に努めてまいります。

皆様のご指導、ご鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。



NEXTPAGE  
コロナ5類引き下げ  
の対応等について



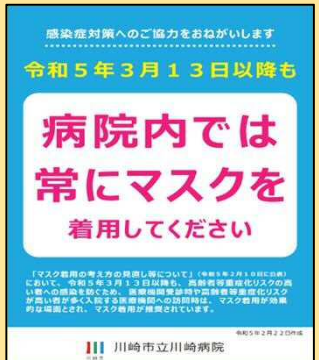
# コロナ5類引き下げの対応等について

## 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日に5類感染症へ移行されました。しかし、新型コロナウイルスの感染力や病原性は変化していません。今後も、基礎疾患を有する方や高齢者など重症化リスクの高い人たちが集まる医療機関においては感染対策の継続が重要となります。

当院では、3月13日に“マスク着用の考え方”が変更になった後も、院内に入る方全員にマスク着用をお願いしています。

来院される皆様が安心してご利用頂けるよう、病院入口においてマスク着用の確認を行っています。引き続き、マスク着用のご協力をお願いします。



## 個人防護具について

コロナ禍で個人防護具という言葉が耳にされたことがあるのではないかと思います。個人防護具とは、細菌やウイルスなどの病原体から体を守る道具を指します。コロナ対応では、医療者は全身を覆うスタイルで患者さんと対応していましたが、5月8日以降は、飛沫感染対策を中心に個人防護具を見直しました。

飛沫感染は目・鼻・口を守ることが重要です。当院の職員は常時マスクの着用、必要時は目を守るためにフェイスシールドを着用します。



## 面会について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、2020年3月より全面面会禁止の対応を行っていましたが、5類感染症の移行と同時に面会を再開しました。再開にあたり、面会人数や時間の制限を設けさせて頂いています。特に、病棟エリアへの立入りに関しては許可証の携帯が必須となります。面会にご来院頂く場合には、総合案内で受付を行いますのでご協力をお願いします。



## 発熱、呼吸器症状のある方の診療について

コロナやインフルエンザ等感染症の院内伝播を防止するために、当院では発熱、呼吸器症状等の風邪症状のある方は「ひまわりビレッジ」で診療を行っています。5類へ移行後もひまわりビレッジでの診療は継続します。発熱あるいは咳嗽、喀痰、咽頭痛、呼吸困難など呼吸器症状のある方は、ひまわりビレッジ受付にお越しください。





## 病院敷地内にエネルギー棟と給水ポンプ棟が完成します！

現在、川崎病院の地下1階には、病院の一部の電力をまかなうコージェネレーションシステムやボイラー等の設備がたくさんありますが、災害による水没や設備の老朽化による故障を回避するため、新たに敷地内の別の場所にエネルギー棟と給水ポンプ棟を建設し、高潮時の想定浸水深以上に設備を設置します。



コージェネレーションシステム



エネルギー棟



エネルギー棟 設備類の搬入

設計・施工・運転監視・メンテナンスを事業者が一括して実施します。運転監視とメンテナンスは、事業者が15年間、遠隔監視システムにて設備の運転状況を24時間365日監視します。

また、遠隔制御システムで電力・熱について高精度な需要予測を行い変化する需要に対応し、それぞれの設備を最適な運転状態に制御し、光熱水費やCO<sub>2</sub>排出量の節減効果が期待されます。



給水ポンプ棟

**令和5年8月1日から  
運用開始です！！**

〈文責：病院局経営企画室病院施設整備担当〉

### 患者さんの権利

当院は、患者さんの医療にかかわる、次の権利を尊重します。

- 1 生命の尊厳と、人格を尊重した医療を受ける権利があります。
- 2 安全安心で質の高い医療を平等に受ける権利があります。
- 3 ご自身の病気や治療について知る権利を持ち、わかりやすく説明を受け、希望や意見を述べる権利があります。なお病名や予後について知りたくない場合は、そのお気持ちを尊重します。
- 4 ご自身が受ける医療を自らの意思で選択あるいは拒否する権利があります。
- 5 ご希望により、診療のいかなる段階においても、他の医師および他の医療機関の医師の意見（セカンド・オピニオン）を求める権利があります。
- 6 診療上の個人情報厳重に保護され、その秘密は守られます。

〔発行元〕 令和5年7月4日発行（第49号）

発行責任者：渡辺 貴彦／編集：広報委員会

事務局：川崎市立川崎病院庶務課 川崎市川崎区新川通12-1 電話：044-233-5521

<http://www.city.kawasaki.jp/32/cmsfiles/contents/0000037/37856/kawasaki/>